

指定居宅介護支援 重要事項説明書

(令和7年2月1日)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0475-44-2525
担当部署 居宅介護支援センター睦沢園
受付時間 月～土曜日 午前9時30分～午後4時30分

※ご不明な点、お悩みの点、何でもお気軽にご相談下さい。

2. 居宅介護支援センター睦沢園の概要

①指定居宅介護支援の指定事業者番号及びサービス提供地域

事業者名	居宅介護支援センター睦沢園
所在地	千葉県長生郡睦沢町川島 1458-1
介護保険事業者番号	居宅介護支援事業者 千葉県 1276700018
サービスを提供する地域	基本実施地域：茂原市及び長生郡内町村 (但し、基本実施地域以外でもサービス提供可能)

②事業所の職員体制

管理者 主任介護支援専門員	1名
介護支援専門員	1名以上

③営業時間及び休業日

平日（月～土曜日）	午前8時30分～午後5時30分
休業日	日曜日、年末年始
夜間、休業日等の緊急連絡先	0475-44-2525（特別養護老人ホーム睦沢園）

3. 指定居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容

居宅サービス計画の作成及び指定居宅介護サービス等の利用にあたって、連絡調整を行います。

- ①居宅サービス計画作成依頼受付（電話又は来所）
- ②介護支援専門員による指定居宅介護サービス等内容の説明
- ③利用者及びその家族の主旨同意
- ④指定居宅介護支援等利用契約の締結
- ⑤課題分析（利用者家族の状況を確認させていただき、利用者、ご家族と共に居宅サービス計画の原案を作成させていただきます。）
- ⑥ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所の紹介（複数の事業所の紹介を求める事が可能であり当該事業所ケアプランに位置付けた理由を求める事が可能です。）
- ⑦サービス担当者会議開催（指定居宅介護サービス事業者等との調整を行います。）
- ⑧利用者及びその家族の計画同意
- ⑨居宅サービス利用開始
居宅サービス開始後は1月に1回以上利用者宅を訪問し、状況の確認と居宅サービス計画の見直しを行う。
- ⑩居宅介護支援の提供の開始にあたり、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供して頂く。
- ⑪利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされているが、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付すること。
- ⑫訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等についてケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行う。

⑬ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、利用者又はその家族に対し前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合の説明を行う。

4. 利用料金

①利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。当事業所では介護支援専門員 1 人あたり、担当利用者数 45 名未満の為、下記の利用料となります。※保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1 ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日 市（町・村）の当該窓口に出しますと、全額払戻しを受けられます。

・指定居宅介護支援費（Ⅰ）

	1 月あたりの利用料金
要介護 1. 2	10, 860 円
要介護 3. 4. 5	14, 110 円

・特定事業所加算（Ⅲ）1 月あたり 3, 230 円

- ①主任介護支援専門員等を配置していること並びに常勤かつ専従の介護支援専門員を 2 名以上配置していること。
- ②利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。
- ③24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ④介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- ⑤地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること。
- ⑥家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。
- ⑦特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- ⑧介護支援専門員 1 人当たりの利用者の平均件数が 45 件未満であること。
- ⑨法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力又は協力体制の確保。
- ⑩他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同の事例検討会等を実施する。
- ⑪必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供される様な居宅サービス計画を作成する。

・初回加算

1 月あたり 3, 000 円

適切かつ質の高いケアマネジメントを実施する為、初回及び要介護状態区分の 2 段階以上の変更認定を受けた場合。

・入院時情報連携加算（Ⅰ）1 月あたり 2, 500 円

医療機関に対して入院した日の内に情報提供を行った場合。

・入院時情報連携加算（Ⅱ）1 月あたり 2, 000 円

医療機関に対して入院した日の翌日又は翌々日に情報提供を行った場合。

・退院・退所加算

医療機関や介護保険施設等を退院又は退所し、居宅サービス等を利用する場合において、医療機関等の職員との面談及び、福祉用具の貸与が見込まれる場合には、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参画し、当該利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、各サービスの利用に関する調整を行った場合。

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携 1 回	4, 500 円	6, 000 円
連携 2 回	6, 000 円	7, 500 円
連携 3 回	無し	9, 000 円

- ・緊急時等居宅カンファレンス加算 1回2,000円
1月に2回を限度として、病院又は、診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。
- ・通院時情報連携加算 1月あたり500円
1月に1回を限度として、利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合。

②解約料

利用者の都合により契約を解約した場合、上記の料金をいただきます。

③交通費

前記2の①に記載された基本実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねする交通費として1kmあたり50円お支払い頂きます。

④支払方法

料金が発生した場合、月ごとの精算とし、毎月10日前までに前月分の請求をいたしますので、7日以内にお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払い方法は、銀行振込または事業所窓口での現金支払いでお願いします。

5. サービスの利用方法

①サービスの利用開始

まずは、前記1の相談窓口までお電話等でお申し込みください。利用料サービス提供までの流れに沿いまして、サービスの提供を開始いたします。

②利用者の都合でサービスを終了する場合

当該月15日までに、文書でお申し出下されれば解約できます。

③事業者の都合でサービスを終了する場合

事業所運営が困難となるようなやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書でお知らせするとともに、地域の他の指定居宅介護支援事業者等をご紹介致します。

④自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

○利用者が介護保険施設等に入所した場合

○介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、要支援又は非該当(自立)と認定された場合(再契約については別途ご相談に応じます。)

○利用者が死亡した場合

⑤その他

利用者またはその家族等が、当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書でその内容を通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

6. 当事業所の指定居宅介護支援の特徴

1) 運営方針

①介護保険法令に基づき、本契約内容を遵守し、サービスの遂行に努める。

②契約に則った介護サービスの提供のみならず、利用者の生活全般にわたり、より付加価値の高いサービスの提供を目指す。

③個々のニーズに沿った居宅介護サービス計画の作成とその実践を目指す。

これらの基本理念の基に指定居宅介護支援事業における初志を忘れずに、利用者の皆様に満足してもらえ事業運営に心掛けていく所存であります。実際の事業運営にあたっては次の方針に従って業務を勧めていきます。

○介護支援専門員は、利用者が可能な限り居宅において自立して生活が営めるような、居宅サービス計画の作成に努めます。

○指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者及びその家族の人格並びに意思を尊重し、常に利用者側の立場に立って、各種指定居宅介護サービスが特定の種類・事業者に偏ることがないよう、公平中立に行います。

○状況の変化に即応できるように、関係市町村、関係市町村にある他の当該事業所、他地域の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等と連絡を密にし、連携体制の維持に努めます。

○介護支援専門員等担当職員の資質向上に留意し、事業所内外の研修等を通して、常に最新情報を収集・周知に努めます。

○利用者等の要望結果が迅速に反映されたサービス計画を提示できるように、コンピューターによる機械処理を最大限に利用します。

2) 指定居宅介護支援の実施概要

当事業所では、居宅サービス計画の作成には評価票を使用します。このプログラムは、利用者及びその家族の現在おかれている状況を、その立場に立って促えることが出来る手法であります。そのため、本ガイドラインの相談記録用紙（アセスメント用紙）では次の9領域をアセスメント項目として採用しております。

- ①利用者等の相談内容を含めたフェースシート
- ②家族状況と介護保険制度適用外の支援の状況
- ③サービス利用状況
- ④住居等の状況
- ⑤利用者の健康状態・受診等の状況
- ⑥利用者の基本動作等の状況
- ⑦援助内容の詳細
- ⑧支援サービス全体のまとめ・特記事項
- ⑨利用者1日のスケジュール

これらの各項目のアセスメントを通して、利用者等の身体機能的側面、心理的側面、社会的側面が理解でき、利用者等の生活像を浮き彫りにすることが出来ます。即ち、利用者等の生活像が促えられるということは、保健・医療・福祉の専門職が等距離から利用者等の生活を把握できることを意味しております。

当事業所は、上記の観点から「利用者本位」の立場に立って、居宅サービス計画の作成を致します。

7. 提供サービスに関する相談・苦情の受付

1) 当事業所窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

サービス相談窓口 責任者 田邊 宏美
担当部署 居宅介護支援センター睦沢園
電話 0475-44-2525

2) その他公的機関

当事業所以外に、下記の窓口等において当該相談・苦情の申し出ができます。

①市町村名

担当窓口
電話

②千葉県国民健康保険団体連合会

所在地 千葉県千葉市稲毛区天台 6-4-3
担当窓口 介護保険課 苦情処理係
電話 043-254-7428
FAX 043-254-7401
受付時間 午前9時00分～午後5時00分
土・日曜日、国民の祝祭日、年末年始

8. 個人情報保護と守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

9. 虐待防止に関する事項

事業者及び従業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします

- ①担当者は、管理者とする
- ②虐待を防止するための職員に対する委員会の開催、指針の整備、研修の実施
- ③利用者及びその家族等の苦情処理体制の整備

④その他虐待防止のために必要な措置

事業者は、サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 身体的拘束等の適正化

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととします。

身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととします。

11. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のためマニュアルを作成し、従業者教育を行います。

12. 非常災害対策

非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成します。

非常災害に備え、少なくとも4月に1回は避難、救出その他必要な訓練等を行います。

13. 業務継続計画

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、職員に対する委員会の開催、指針の整備、研修の実施。

14. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業者の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

15. 事業所の概要

名称	社会福祉法人 恵洋会 特別養護老人ホーム睦沢園
代表者氏名	理事長 山本 宗大
所在地	千葉県長生郡睦沢町川島 1458-1
電話	0475-44-2525

実施事業

- ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ②居宅介護支援事業（ケアマネージャー常駐）
- ③短期入所（ショートステイ事業）
- ④介護予防短期入所生活介護事業（ショートステイ事業・予防）
- ⑤介護予防支援事業（委託）

指定居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて契約に必要な重要事項を説明しました。

事業者

事業者名 居宅介護支援センター睦沢園
住所 千葉県長生郡睦沢町川島 1458-1
法人名 社会福祉法人 恵洋会
代表者名 理事長 山本 宗大
説明者 ⑩

私は、重要事項説明書に基づいて、事業者から指定居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者住所

利用者氏名

印

代理人住所

代理人氏名

印